

引揚後復行祭復第十五子

奄美大島向道骨等の發送について

昭和廿三年十一月五日

引揚設置課長官

鹿児島縣知事 謹

別紙連合軍總司令部の指令により貴縣廳所管の奄美大島出身軍人軍屬の遺骨遺留品及び慶牛縣廳所管の沖繩廳保遺骨遺留品等を發送することになりました。

細部については復員局から貴縣世話課長に通知されます。

鹿兒島に於ける遺骨遺留品の保管、運搬、搭載は當局連絡會が主導し之に各直公團協力して實施することとなりましたが貴縣廳以外の遺骨遺留品の保管、運搬、搭載に關しても何分の協力をお願ひします。

謹此先 鹿兒島縣知事

参考 憲事務局長、海軍機関、吉野連絡會、二種連絡會長

陸軍

A 8014.33(1947.3.29) G D
(SGAPLN-3527-A)

A P O 5 0 0

宛
日本帝國政府

日本帝國政府

經由 東京參戰遠路中央事務局

件名 死歿琉球人の遺骨遺留品の処理

一、一九四六年十二月五日署名幾經轉手中央勞局第六四三五二五「職業病研究會」
（原名「紀念職業病研究會」）

三首の遺音は、佐藤幸次郎が歌められ、死後まことに贈られる名曲である。

三、上記諸項を完成の上日本帝國政府は琉球諸島沖繩獨逸第一便の
過当なる賄費力を該當に開し日本船頭運營課局一スカジヤツ

ノ、（）にて臨機すべきことを詔令する

四、當國遺骨遺留品は琉球諸島返還部に引き渡される時以下諸項の通り適切なる賃荷手續を奉贈すること

五、船長宛四部、その中二部は死没者名簿と共に琉球暗遇還返還部よりはその指合する代表者に対し船長に上り提出される

六、日本帝國政府宛三部。これは連合直轄萬能護航官にて提出のため五、琉球諸島返還部又はその指合する代表者が受領した賃荷手續は賃費算定用として第八直司令部に送付される

六、首脳遺骨遺留品は引渡す時は安全に保管すること